

○ 仙台市宿泊税条例施行規則

令和七年三月三十一日

仙台市規則第五十七号

(目的)

第一条 この規則は、仙台市宿泊税条例（令和六年仙台市条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(宿泊料金)

第二条 条例第二条第一項第五号の市長が定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- 一 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- 二 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- 三 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして市長が認めるものに相当する額

(課税免除)

第三条 条例第四条第一号の市長が定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。次号において同じ。）が編成した教育課程に基づく教育活動
- 二 前号に定めるもののほか、当該学校の教育活動を実施する団体（当該学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の職員が顧問として置かれているものに限る。）が、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画（当該校長が当該校長の定めるところによりあらかじめ承認したのものに限る。）に基づき実施する課外活動

(特別徴収義務者の指定の通知)

第四条 市長は、条例第八条第二項の規定による指定をしたときは、その旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(証票を失った場合の取扱い)

第五条 条例第十条第一項の規定により証票の交付を受けた者がその証票を亡失したときは、直ちに、その旨を記載した申告書を市長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により証票の再交付を受けた場合は、その亡失した証票は、無効とする。

(申告期限の特例の要件等)

第六条 条例第十二条第二項本文の市長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 条例第十二条第二項の適用を受けようとする年度（以下この条において「適用年度」という。）の初日の属する年（以下この条において「適用年」という。）の前々年十二月から前年十一月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を十二で除して得た額が二十万円以下であること
  - 二 当該宿泊施設の経営を開始してから一年を経過し、かつ、特別徴収義務者（登録義務免除対象宿泊施設における特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）となってから三月（特別徴収義務者となった日以後の日数が一月に満たない月を除く。）を経過していること
  - 三 条例第十二条第三項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から一年を経過していること
  - 四 適用年の前年の一月一日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること
  - 五 適用年の前年の一月一日以後において、市税に係る徴収金を滞納していないこと
  - 六 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、適用年の前々年十二月一日後に特別徴収義務者となった者が条例第十二条第二項の適用を受けようとする場合に満たすべき要件は、次の各号に掲げる特別徴収義務者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 適用年度の前年度に条例第十二条第二項の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する月（特別徴収義務者となった日以後の日数が一月に満たない月を除く。以下この号において同じ。）から適用年の前年十一月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の前年十一月までの月の数で除して得た額が二十万円以下であること
  - 二 前号以外の者 次項の申請書を提出した日の属する月の前三月間の宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を三で除して得た額が二十万円以下であること
- 3 条例第十二条第二項の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を適用年中に市長に提出するものとする。ただし、同項の適用を受けている者が引き続き同項の適用を受けようとする場合はこの限りでない。
- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名
  - 二 宿泊施設の名称及び所在地
  - 三 経営開始年月日

- 四 第一項第一号の宿泊税の納入すべき金額の合計額（ただし、適用年の前々年十二月一日後に特別徴収義務者となった者にあつては、直近三月間の宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額）
- 五 条例第十二条第三項の規定による承認の取消しを受けた場合にあつては、その取消年月日
- 六 宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けた場合にあつては、その決定年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 市長は、条例第十二条第三項の規定による承認の取消しをしたときは、その旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請）

第七条 条例第十三条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 一 納入すべき宿泊税に係る徴収金の年度、月別及び金額
- 二 還付又は免除を受けようとする税額及びその理由
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（関係帳簿等の電磁的記録等による保存等）

第八条 条例第十五条又は第十六条の規定により関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存（以下この項において「関係帳簿等の電磁的記録等による保存等」という。）をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。第五項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）の規定の例により、関係帳簿等の電磁的記録等による保存等を行わなければならない。

- 2 条例第十五条第三項前段の市長が定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。
- 3 条例第十五条第三項前段の市長が定める装置は、スキャナとする。
- 4 条例第十五条第三項後段の市長が定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第十四条第二項の規定により当該関係書類の保存を行わなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。
- 5 条例第十六条第三項に規定する市長が定める場合は、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に相当する場合とする。

（賦課徴収）

第九条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、仙台市市税条例施行規則（昭和四十年仙台市規則第四十一号）の定めるところによる。この場合において、同規則第十四条第一項中「及び法第七百一条の五十九第三項」とあるのは「、法第七百一条の五十九第三項及び法第七百三十三条の十七第三項」と、「及び法第七百一条の六十第二項」とあるのは「、法第七百一条の六十第二項及び法第七百三十三条の二十第二項」とする。

（実施細目）

第十条 この規則の実施細目は、財政局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定並びに附則第二項中仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第八十号）第七条第二項の改正規定並びに附則第七項中仙台市公印規則（昭和四十二年仙台市規則第十号）別表二（一）の表 11 の項及び別表二（五）の表 11 の項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（仙台市事務分掌規則の一部改正）

- 2 仙台市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号及び第二項第一号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加え、同項第二号中「及び事業所税」を「、事業所税並びに宿泊税及び県宿泊税」に改める。

第八条第一項第一号及び第二号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加え、同項第三号中「及び森林環境税」を「、県宿泊税及び森林環境税」に改め、「並びに個人の県民税」の下に「及び県宿泊税」を加え、同条第二項各号並びに同条第三項第一号及び第四項第一号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加える。

（仙台市証明郵送センター規則の一部改正）

- 3 仙台市証明郵送センター規則（令和三年仙台市規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加える。

（仙台市区役所事務分掌規則の一部改正）

- 4 仙台市区役所事務分掌規則（平成元年仙台市規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第五項第一号、第八条第四項第一号及び第十条第一項第四号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加える。

（仙台市証明発行センター規則の一部改正）

- 5 仙台市証明発行センター規則(平成十三年仙台市規則第五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項及び別表第二2の項中「及び入湯税」を「、入湯税及び宿泊税」に改める。

(仙台市区長事務委任規則の一部改正)

- 6 仙台市区長事務委任規則(平成元年仙台市規則第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「個人の県民税」の下に「、県宿泊税」を加える。

(仙台市公印規則の一部改正)

- 7 仙台市公印規則の一部を次のように改正する。  
別表二(一)の表11の項中「及び事業所税」を「、事業所税並びに宿泊税及び県宿泊税」に改め、同表14の項中「個人の県民税」の次に「、県宿泊税」を加える。  
別表二(五)の表11の項中「事業所税」の次に「並びに宿泊税及び県宿泊税」を加え、同表15の項中「個人の県民税」の次に「、県宿泊税」を加える。

(仙台市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 8 仙台市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十七年仙台市規則第三百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第五号イ中「ものをいう」を「ものをいい、仙台市宿泊税条例(令和六年仙台市条例第三十六号)第一条の宿泊税を含むものとする」に、「)又は」を「)、」に改め、「)をいう。以下同じ。)」の下に「又は県宿泊税(仙台市宿泊税条例附則第六項に規定する県宿泊税をいう。以下同じ。)」を加える。  
第十七条第二号イ及び第十九条第十三号イ中「又は道府県民税」を「、道府県民税又は県宿泊税」に改める。

(仙台市会計規則の一部改正)

- 9 仙台市会計規則(昭和三十九年仙台市規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第三百三十三条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
二 宿泊税及び県宿泊税